

富士商工会議所ホームページ有料バナー広告申込書

平成 年 月 日

富士商工会議所
会頭 遠藤敏東様

事業所名： _____

代表者名： _____

所在地： _____

連絡先： (TEL) _____ (FAX) _____

E-Mail _____

担当者名： _____

富士商工会議所ホームページの有料バナー広告掲載について、次のとおり申込みします。

| | |
|----------|--|
| リンク先アドレス | http:// |
| 広告原稿 | () 別途添付 ファイル名： _____ () 未製作につき、後日提出 () 未製作につき、製作を依頼する |
| 掲載希望期間 | 平成 年 月 日から 月 日 月間 ※1 |
| 掲載期間自動延長 | 希望する ・ 希望しない ※2 |

※1 掲載期間は最低3ヶ月、最長12ヶ月です。

※2 自動延長は掲載枠に空きがあった場合にのみ有効です。

お申込先:富士商工会議所 (TEL:52-0995 FAX:52-9796)
:静岡インターネット(株) (TEL:55-0433 FAX:55-0898)

富士商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載に関する内規

平成23年5月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富士商工会議所がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（リンク先を含む、（以下「広告」））に関し、必要な事項を定めるものとする

(広告掲載の対象)

第2条 この要項で定める広告掲載の対象は、富士商工会議所ホームページとする

(広告の掲載資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は富士商工会議所会員事業所のもので、次のいずれにも該当しないものとする

- (1) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公共の秩序を乱すおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他、富士商工会議所が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置、掲載数)

第4条 富士商工会議所ホームページの掲載位置は及び掲載数は富士商工会議所が指定するものとする

(広告の規格)

第5条 ホームページに掲載するバナー広告の規格は次のとおりとする

- (1) ファイル形式 G I FもしくはJ P G形式
- (2) デザイン・色彩

富士商工会議所ホームページのイメージを損なわないものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくすること
- ② 文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行うこと

(広告の掲載料)

第6条 富士商工会議所ホームページの広告掲載料は次のとおりとする

(1) 富士商工会議所ホームページの広告の掲載料は、月額5,000円とする

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1ヶ月単位とし、最短3ヶ月、最長12ヶ月とする。但し、更新を希望し、掲載枠がある場合は継続することができる

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、富士商工会議所会報、ホームページ上により行うものとする

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みは、所定の申込み用紙を富士商工会議所に提出しなければならない、提出は富士商工会議所窓口に行うものとする

(広告主の責務)

第10条 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとする、また、広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない

(広告掲載の決定及び広告原稿の提出)

第11条 富士商工会議所は、広告掲載の申込みがあったときは、その可否を決定し申込者へ通知するものとする、また、申込者から提出された広告原稿の内容を審査し、その可否を申込者へ通知するものとする

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は広告掲載日の10日前までに、広告掲載料を一括して納付するものとする

(広告掲載の取り消し)

第13条 富士商工会議所は、次のいずれかに該当する場合は広告の掲載を取り消すことができるものとする

- (1) 指定された期日までに広告料が納付されなかった場合
- (2) 指定された期日までに広告原稿が提出されなかった場合
- (3) 広告掲載基準の条件を満たさなくなった場合

(広告掲載料の返金)

第14条 富士商工会議所は、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を返金するものとする

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、富士商工会議所において別に定めるものとする

附則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。